

子ども手当の申請をお忘れなく！

10月から子ども手当の制度が変わりました

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、10月1日から、子ども手当の制度が変わりました。

10月分以降の子ども手当を受給するためには、これまで子ども手当を受給中の方についても、新たに申請が必要となります。

○申請方法

福祉課または各総合支所・各出張所に申請書を提出してください。

※公務員の方は、勤務先で申請してください。

◆9月30日時点で、本町において、子ども手当を受給中の方については、10月下旬にご案内を送付しておりますので、ご案内の内容を確認のうえ、手続きをしてください。

◆10月1日時点で現に受給資格を満たす方は、平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの子ども手当を受給することができます。

○ご注意ください！

◆10月1日以降に本町に転入された場合や、出生などにより新たに監護する子どもが増える場合は、申請の翌月からの支給となりますので、速やかに手続きを行ってください。（申請書は、福祉課または各総合支所・各出張所に備え付けてあります。）

この場合は平成24年3月までに申請しても、さかのぼって支給されませんのでご注意ください。

○対象となる方

◆周防大島町に住所がある方で、中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方

- ・所得制限はありません。
- ・父母がともに養育している場合、請求者は生計を維持する程度の高い方（一般的には所得の高い方）となります。

◆10月からは、次の方が新たに対象者に加わりました。

・離婚協議中のため子どもを別居している場合は、子どもと同居している方に手当を支給します。



・未成年後見人

・父母指定者（子どもの父母がともに海外にいる場合）

・子どもが里親等に委託されていたり、児童福祉施設等に入所している場合（短期の場合は除く）は、里親や施設設置者が子ども手当を受給することとなります。

○申請に必要なもの

- ・印かん（スタンプ印不可）
- ・厚生年金・共済組合に加入している方は、申請者の健康保険証の写し。（健康保険証で確認できない場合は、年金加入証明書が必要です。）
- ・申請者名義の金融機関の口座番号が確認できるもの等（預金通帳等）の写し。
- ・その他必要な書類の提出をお願いします。

【支給額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

| 子どもの年齢 | 子ども手当月額 |
|-----------|------------------|
| 0歳から3歳未満 | 1万5千円（一律） |
| 3歳～小学校修了前 | 1万円（第3子以降は1万5千円） |
| 中学生 | 1万円（一律） |

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

◆問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505